

砂 川 市 訓 令 第 2 0 号

令和 8年 4月 1日

砂川市国民健康保険一部負担金免除等実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市国民健康保険一部負担金免除等実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市国民健康保険一部負担金免除等実施要綱（令和３年訓令第49号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出しを「（定義）」に改め、同条中「次」を「次の各号」に改める。

第３条及び第４条を次のように改める。

（免除等の対象）

第３条 市長は、一部負担金の支払の義務を負う世帯主（以下「世帯主」という。）が、当該世帯について、次の各号のいずれかに該当することにより収入が減少し、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、その申請により、一部負担金の免除等を行うことができる。

- （１） 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- （２） 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- （３） 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が減少したとき。
- （４） 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

２ 収入減少の認定は、申請があった月以降の当該世帯主及び国民健康保険に加入している世帯員（以下「世帯主等」という。）の３月の平均収入月額見込みと、前年同時期の３月の平均収入月額を比較して行うものとする。

３ 一部負担金の免除においては、第１項の収入減少の認定に当たって、次の各号のいずれにも該当する世帯を対象に含むものとする。

- （１） 入院療養を受ける被保険者の属する世帯
- （２） 世帯主等の収入月額が基準額以下の世帯

４ 生活困難の認定は、当該世帯主等の収入月額が基準額以下の世帯で、かつ、当該世帯主等の預貯金合計が基準額の３月以下である世帯に対して行うものとする。

（免除等の申請）

第４条 世帯主は、あらかじめ一部負担金免除等申請書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （１） 収入申告書（別記第２号様式）及び給与明細書、源泉徴収票、年金支払通知書等収入状況が確認できるもの
- （２） 医師等の意見書（別記第３号様式）又は入院の事実が確認できる書類
- （３） 罹災証明書、破産証明書、離職証明書、雇用保険受給資格証等収入減少が生じた事実が確認できるもの

(4) 預金通帳の写し及び金融機関等への調査同意書（別記第4号様式）

(5) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、急患その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、申請書及び添付書類を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

第5条第2項中「世帯主」を「前項の調査において、当該世帯主」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

第8条を次のように改める。

（免除等の対象期間）

第8条 徴収猶予の期間は、世帯主から申請のあった日から6月以内とする。ただし、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の支払又は納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年以内とする。この場合において、市長は、第3条の規定にかかわらず、当該世帯主が保険医療機関等に対する支払に代えて当該一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

- 2 免除の期間は、療養に要する期間を考慮し、1月単位の更新制で3月までを標準とする。ただし、3月を超える期間の承認を妨げない。
- 3 市長は、前項の期間を超えて、免除を行う必要があると認めるときは、当該世帯主からの新たな申請に基づき、期間の延長を行うことができる。

第9条中「療養に要する期間が長期に及ぶ場合について」を「市長は、療養に要する期間が長期に及ぶ場合」に改める。

第10条第1項中「を作成し、併せて」を「により、当該世帯主に通知するとともに、」に、「該当する申請者に交付する。また」を「交付するものとし」に、「申請却下を行った」を「申請を却下した」に、「を作成し、該当申請者に交付する」を「により、当該世帯主に通知する」に改め、同条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

第11条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、一部負担金免除等の承認決定を受けた世帯主が、次の各号のいずれかに該当するときは、承認決定を取り消すことができる。この場合において、一部負担金免除等取消通知書（様式第8号）により、当該世帯主及び関係保険医療機関等に速やかに通知しなければならない。

- (1) 資力の回復その他の事情により、免除等を受けることが不適当と認められたとき。
- (2) 偽りの申請、その他不正の行為により一部負担金の徴収を猶予されたとき、その他徴収猶予することが不適当であると認められたとき。
- (3) 偽りの申請、その他不正の行為により一部負担金の免除を受けたとき。

第11条第3項を削り、同条第2項本文中「前項各号」を「第1項」に、「認めた」を「認める」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項第2号及び第3号の規定により取消しを行った場合は、直ちに、当該世帯主から、当該取消決定日の前日までの間にその支払を猶予し、又は免れた額を徴収するものとする。

第12条第1項中「認めた場合に限り行うものとする。その際」を「認める場合に限り行うことができるものとする。この場合において、世帯主は」に改め、同条第2項中「場合は」を「ときは、」に「、職員」を「職員」に改め、同条第3項中「をもって」を「により、当該世帯主に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第1項の規定による一部負担金の免除については、当分の間、原則として、対象となる診療は入院療養とする。
- 3 市長は、第3条第3項の規定にかかわらず、同条第1項の収入減少の認定において、当分の間、同条第3項第1号に規定する世帯を含めないことができる。